

標準開示フォーマット（任意団体用）

報告年月日

平成24年3月7日

報告者氏名

嶋岡 豪士

当該法人における役職

会長

1. 組織情報

■ 団体名称

小林市楽しい家庭菜園講座研究会

■ 主たる事務所の所在地

宮崎県小林市南西方6050番地

■ 従たる事務所の所在地

なし

■ 代表者氏名

嶋岡 豪士

■ 設立年月日

平成 22年 4月 22日

■ 団体の目的

健康や環境にいい安全な家庭菜園づくりの推進

■ 事業活動の概要
(400字以内)

・家庭菜園の技術指導と情報交換 ・食と健康についての理解 ・有機栽培の必要性についての理解 ・米のとぎ汁発酵液の作り方 ・有機栽培堆肥の作り方 ・廃油による石鹼作り ・生ゴミ堆肥化運動 ・その他目的に必要な事業

■ 公開用電話番号

090-9791-7111

■ ファクス

■ ホームページ

<http://em-kobayashi.blogspot.com>

■ メールアドレス

shimaoka1239@gmail.com

■ 常勤職員数

0人

■ 定款等の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書
平成22年度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

<http://www.xxx.or.jp/xxxxxx>

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年4月22日～平成23年3月31日）

■ 損益計算書（収支計算書）

	小林市楽しい家庭菜園講座研究会事業	事業	事業	合計
経常収益計	168,310			168,310
市補助金収入	100,000			100,000
会費収入	80,000			80,000
繰越金収入	△14,000			△14,000
雑収入	2,310			2,310
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
経常費用計	168,310			168,310
事業費合計				
管理費合計				
当期経常増減額	0			0

■ 貸借対照表 平成 年 月 日現

I 資産の部 1. 流動資産 2. 固定資産 資産合計	II 負債の部 1. 流動負債 2. 固定負債 負債合計 III 正味財産の部 正味財産合計 負債及び正味財産合計
--	---

- 準拠している会計基準
 NPO法人会計基準
 公益法人会計基準
 なし
 社会福祉法人会計基準
 企業会計基準
 その他（その会計基準名）……………

小林市楽しい家庭菜園講座研究会規則

(名称)

第一条 本会は小林市楽しい家庭菜園講座研究会(以下、「楽しい家庭菜園」と言う。)と称する。

(目的)

第二条 有機栽培と安全・安心な野菜作り(環境保全型農業)を理解してもらい、人々の健康・生活・環境の向上を目的とする。
また、これらを町全体で推進することにより
小林市を新たな有機農業モデルタウンとして確立していく。

(組織構成)

第三条 本会は楽しい家庭菜園に関心のある者同士をもって組織し構成する。

(事業)

第四条 本会は第二条の目的を達する為、次の事業を行う。

- 1:家庭菜園の技術指導と情報交換。
- 2:食と健康についての理解。
- 3:有機栽培の必要性についての理解。
- 4:米のとぎ汁発酵液の作り方。
- 5:有機栽培堆肥の作り方。(ぼかし)
- 6:廃油による石鹼作り。
- 7:生ゴミ堆肥化運動。
- 8:その他目的に必要な事業。

(役員)

第五条 本組織に次の役員を置く。

会長:1名、副会長:2名、書記&会計:計1名(書記と会計は重複)、監事:2名

(役員報酬)

第六条 役員は、無報酬とする。ただし必要に応じ実費を支給することが出来る。

(会議)

第七条 会議は総会と定例会とする。総会は毎年1回、定例会は会長が必要と認めた時に開催する。

(経費等)

- 第八条
- 1:本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってあたる。
 - 2:本会の会費は、年間2000円とする。ただし、特別規格の行事等に伴う経費はその都度参加費を徴収する。
 - 3:本会の会計経理は、所用の帳簿を備え、常に明確にしておかなければならない。
 - 4:本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(総会)

第九条 総会に付議すべき事項は次のとおりにする。

- 1:規約の改廃に関する事。
- 2:事業計画・実績に関する事。
- 3:収支予算・決算に関する事。
- 4:その他必要と認める事項。

(定例会)

第十条 定例会に付議すべき事項は、次のとおりである。

- 1:第四条の事業推進に関する事。
- 2:その他会長が必要と認める事項。

(委任)

第十一条 その他本会の運営に関し必要な事項は、役員会にて相談し、会長が最終決定を行う。

附則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年度 収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

項 目	金額	摘要(内容・積算根拠)
市補助金	100,000	
会費	80,000	2,000 円 × 40 名
繰越金	△14,000	講師謝礼及び交通費 2 ヶ月分
雑収入	2,310	21 年度雑収
合計	168,310	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	金額	摘要(内容・積算根拠)	
補助 対象 経 費	事務費	30,900	通信費 24,000 円・用紙代・コーヒー代
	報償費	39,500	講師謝礼
	研究・資材費	10,400	EM糖蜜・米ぬか・カセイソーダ
	実践活動費	10,200	交通費(綾)・三股等自家用車代
	借り上げ料	9,000	会場使用料等
	小計	B 100,000	
補助 対象 外 経 費	借上料	56,000	バス代等
	食料費	7,500	講師接待費 1,500 円 × 5 回
	予備費	4,810	
	小計	68,310	
合計	A 168,310		

(単位:円)